

榊原 悟志 様

豊田市長 鈴木 公平



公文書公開決定通知書

平成16年5月17日付けで公開請求のありました公文書については、豊田市情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

公文書の名称又は種類	審判請求及び成年後見制度活用に係る平成16年度予算の詳細 (対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書			
公開の区分	☒ 全部公開 ☐ 部分公開			
公開の日時	平成16年 月 日() ☐ 午前 ☐ 午後 時			
公開の場所	(郵送)			
部分公開の内容	公開しないことと決定した部分			
	公開しない理由			条例第7条第 号に該当するため
	公開しないことと決定した部分の公開が可能となる日			平成 年 月 日以後
担当課	福祉保健部 高齢福祉課 長寿支援 担当 水野 電話 (0565) 34 - 6634			

備考

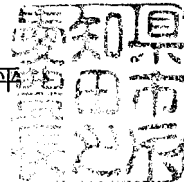
- 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 自己情報の公開の場合は、この通知書のほか、運転免許証、旅券等本人であることを証明する書類を持参してください。
- 3 指定された公開の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

豊田発第 9 号
平成16年 5 月 26 日

榊原 悟志 様

豊田市長

鈴木 公平



公文書不開示決定通知書

平成16年5月17日付けで開示請求のありました公文書については、豊田市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

公文書の名称 又は種類	平成15年度の審判請求実績（件数及び費用）を記した文書
不開示の区分	☐ 全部不開示 ☐ 請求の拒否 ☒ 公文書を保有していない
開示しない理由	条例第12条第2項に該当するため
開示が可能となる日	年 月 日以後
担当課	福祉保健部 高齢福祉課 長寿支援担当 水野 電話（0565）34－6634

備考

- 1 開示が可能となる日は、あなたが請求した公文書について、開示しない理由がなく
なる日があらかじめ明示できるものについてのみ記載されていますので、その日以後、
改めて開示請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から
起算して60日以内に、豊田市長に対し、異議申立てをすることができます。